

## 西宮市包括的支援体制庁内連携会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3の規定に基づき市が行う包括的な支援体制の整備に向けて、庁内連携体制の強化と推進を図ることを目的に設置する西宮市包括的支援体制庁内連携会議（以下、「庁内連携会議」という。）について、必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 庁内関係課の連携体制の強化、推進に関すること。
- (2) 分野横断的な課題に対する情報共有及び分析、対応策に関すること。
- (3) その他、包括的な支援体制の整備に必要な事項。

### (構成)

第3条 庁内連携会議の構成員は、会長、副会長及び委員とする。

- 2 前項のほか、西宮市多機関協働事業により市に配置する包括化推進員を構成員に加える。
- 3 会長は、健康福祉局生活支援部長をもって充てる。
- 4 副会長は、健康福祉局生活支援部生活支援課長をもって充てる。
- 5 委員は、別表に掲げる課の長をもって充てる。

### (実務担当者)

第4条 副会長及び委員は、課の所掌事務に基づき、次の実務担当者のいずれかを配置する。

- (1) 包括的支援担当者
- (2) 包括的連携担当者

### (会議)

第5条 庁内連携会議は、会長が招集する。

- 2 会長が事故にあるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 副会長、委員及び実務担当者、包括化推進員は、会長の招集により庁内連携会議に出席する。

(協力依頼)

第6条 会長は必要に応じて、別表に掲げる構成員以外の職員等に対し、資料の提出を求め、又は庁内連携会議に出席し、説明若しくは報告を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内連携会議の事務局は、健康福祉局生活支援部生活支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 西宮市生活困窮者自立支援庁内連携会議設置要綱は廃止する。

別表（第3条関係）

部局等	課名
政策室	秘書課
	市民相談課
財務局	納税課
市民局	地域コミュニティ推進課
	国保収納課
	医療年金課
	高齢者医療保険課
産業文化局	消費生活センター
	労政課
健康福祉局	地域共生推進課
	福祉のまちづくり課
	高齢介護課
	障害福祉課
	生活支援課
	厚生課
	地域保健課
	健康増進課
こども支援局	子供家庭支援課
	子育て総合センター
都市局	すまいづくり推進課
	住宅調整課
	住宅管理課
中央病院	医事課
上下水道局	業務課
教育委員会	学校給食課
	学事課